



宮崎県公報

令和4年8月4日(木曜日) 第329号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目次

告示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○宅地建物取引業法に基づく行政処分のための公 開の聴聞(2件)……………(建築住宅課) 1	

公 告

○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 1	
○土地改良区の清算人の退任の届出……………(") 1	
病院局企業管理規程	
○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理 規程…………… 2	

告 示

宮崎県告示第500号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和4年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
平良 康将 美容鍼灸治療院 T a i r a	日南市南郷町中村乙19 63番地2	令和4年7月8日

宮崎県告示第501号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第68条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和4年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 日時 令和4年8月23日 午前10時
- 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階県土整備部会議室
- 被聴聞者
 - 氏名 田畑 研治
 - 住所 都城市都島町 424番地
 - 登録番号 宮崎県知事第4264号
 - 登録年月日 平成12年8月10日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第

4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

宮崎県告示第502号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和4年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 日時 令和4年8月23日 午後2時
- 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階県土整備部会議室
- 被聴聞者
 - 商号又は名称 都城不動産ナビ株式会社
 - 代表者氏名 酒井 克博
 - 主たる事務所の所在地 都城市大王町6街区8号
 - 免許証番号 宮崎県知事(2)第4704号
 - 免許年月日 平成31年1月23日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、山田町土地改良区(都城市)から令和4年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、徳別当土地改良区(高千穂町)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和4年8月4日 宮崎県知事 河野俊嗣 退任した清算人		佐藤紀文	西臼杵郡高千穂町大字押方1690番地
		佐藤公也	西臼杵郡高千穂町大字押方1685番地
		佐藤正光	西臼杵郡高千穂町大字押方1712番地
		佐藤昭仁	西臼杵郡高千穂町大字押方1694番地

氏名	住所
安在弘幸	西臼杵郡高千穂町大字押方1684番地

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年8月4日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第6号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
区	分	単	金	備	区	分	単	金	備
		位	額	考			位	額	考
[略]					[略]				
2	初診 加算料	[略]	1件につき 分娩等に 係る 初診 その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)	4,630円 5,093円 3,055円	2	初診 加算料	[略]	1件につき 分娩等に 係る 初診 その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)	7,000円 7,700円 5,500円
3	再診 加算料	[略]	1件につき 分娩等に 係る 再診 その他 の再診 (医師 による 場合) その他 の再診 (歯科 医師に よる場 合)	2,315円 2,546円 1,527円	3	再診 加算料	[略]	1件につき 分娩等に 係る 再診 その他 の再診 (医師 による 場合) その他 の再診 (歯科 医師に よる場 合)	3,000円 3,300円 2,090円

[略]

[略]

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

--	--